

目 次

1	越谷市立小中学校安全衛生管理規程	1
2	同別表	5
3	衛生管理者に係る事務取扱要領	6
4	第1号様式 衛生管理者選任報告書	8
5	第2号様式 衛生管理者記録表	9
6	衛生推進者に係る事務取扱要領	10
7	第1号様式 衛生推進者選任報告書	11
8	第2号様式 衛生推進者記録表	12
9	産業医に係る事務取扱要領	13
10	別記様式 産業医記録表	14
11	健康管理医に係る事務取扱要領	15
12	別記様式 健康管理医記録表	16
13	衛生委員会の組織及び運営に関する事務取扱要領	17
14	健康診断指導区分等に係る事務取扱要領	19
15	越谷市立小中学校労働安全衛生体制図	21

○ 越谷市立小中学校安全衛生管理規程

平成17年3月2日
教委規則 第4号

目次

- 第1章 総則 (第1条—第3条)
- 第2章 安全衛生管理体制 (第4条—第14条)
- 第3章 安全衛生教育 (第15条—第17条)
- 第4章 健康管理 (第18条—第21条)
- 第5章 職場環境の管理 (第22条)
- 第6章 雑則 (第23条—第26条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)その他の法令の規定に基づき、教職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員で越谷市立の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)に常時勤務する教職員をいう。以下同じ。)の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため必要な事項を定めるものとする。

(事業者の責務)

第2条 事業者(越谷市教育委員会をいう。)及び所属長(各学校の長及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。)は、この規程に定める事項を適切に実施するとともに、教職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進しなければならない。

(教職員の責務)

第3条 教職員は、所属長及び次章の規定により置かれる総括安全衛生管理者等が、法令及びこの規程に基づいて実施する安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成に関する措置に協力するように努めなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者及び代理者)

第4条 法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者(以下「総括安全衛生管理者」という。)を置く箇所並びにその名称及び充てる者の職並びに労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。)第3条に規定する代理者(以下「総括安全衛生管理代理者」という。)に充てる者の職は、別表第1に定めるとおりとする。

2 総括安全衛生管理者は、次条及び第6条に規定する衛生管理者及び衛生推進者を指揮し、法第10条第1項各号に掲げる業務を総括管理する。

3 総括安全衛生管理者がやむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、総括安全衛生管理代理者がその職務を行う。

(衛生管理者)

第5条 法第12条第1項に規定する衛生管理者(以下「衛生管理者」という。)を置く箇所並びにその名称及び人数は、別表第2に定めるとおりとする。

2 衛生管理者は、教職員の衛生の確保のため、次に掲げる事項を管理するとともに、省令第11条第1項に規定する職務を行う。

- (1) 健康に異常がある者の発見及び処理に関すること。

- (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること。
- (3) 作業条件、施設等の衛生上の整備に関すること。
- (4) 衛生保護具、救急用具の点検及び整備に関すること。
- (5) 衛生教育、健康相談その他教職員の健康保持に関すること。
- (6) 教職員の負傷及び疾病等に関する統計に関すること。
- (7) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で省令で定めるもののうち、教職員の衛生管理について総括安全衛生管理者が必要と定める事項

(衛生推進者)

第6条 法第12条の2に規定する衛生推進者（以下「衛生推進者」という。）を置く箇所並びにその名称及び人数は、別表第3に定めるとおりとする。

2 衛生推進者は、前条第2項各号に掲げる事項を行う。

(産業医等)

第7条 法第13条に規定する産業医等を置く箇所並びにその名称及び人数は、別表第4に定めるとおりとする。

2 産業医は、省令第14条第1項各号に掲げる事項を行うとともに、同条第3項及び省令第15条第1項に規定する職務を行う。

3 産業医を置かない小中学校（別表第4箇所の項下欄に掲げるものをいう。）には、健康管理医を置く。その職務は、産業医に準ずる。

(衛生委員会の設置)

第8条 法第18条第1項に規定する衛生委員会（以下「衛生委員会」という。）を置く箇所並びにその名称は、別表第5に定めるとおりとする。

(委員の任期)

第9条 衛生委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の任期中、異動その他の事由で欠員を生じた場合は、直ちに補欠委員を選任しなければならない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期満了後においても後任者が選任されるまでの間、その職務を行うものとする。

(衛生委員会の職務)

第10条 衛生委員会は、法第18条第1項各号に掲げる事項（省令第22条各号に掲げる事項を含む。）について調査審議するものとする。

(衛生委員会の議長)

第11条 衛生委員会の議長は、総括安全衛生管理者をもって充てる。

2 議長は、衛生委員会の会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した委員が職務を代理する。

(衛生委員会の会議)

第12条 衛生委員会の会議は、議長が招集する。

2 衛生委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事につき直接の利害関係を有する委員は、会議に出席することができない。

4 議長は、会議における議事の内容を記録し、これを3年間保存しなければならない。

(関係職員の出席)

第13条 衛生委員会は、会議に必要と認めるときは、関係者を会議に出席させてその意

見を聴くことができる。

(衛生委員会の運営)

第14条 この規程に定めるもののほか、衛生委員会の運営について必要な事項は、衛生委員会が定める。

第3章 安全衛生教育

(採用時等の教育)

第15条 総括安全衛生管理者は、教職員が採用されたときは、当該教職員に対し安全及び衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、総括安全衛生管理者は、随時、教職員に対し安全及び衛生のための教育を行わなければならない。

(職場教育)

第16条 所属長は、採用された教職員が配置されたとき、又は教職員の職務内容に変更があったときは、遅滞なく当該教職員が従事する職務に関する安全及び衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、所属長は、随時、教職員に対し安全及び衛生のための教育を行わなければならない。

(衛生管理者等の教育)

第17条 総括安全衛生管理者は、衛生管理者、衛生推進者その他公務災害防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育及び講習を行い、又はこれらを受ける機会を与えなければならない。

第4章 健康管理

(健康診断)

第18条 越谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教職員の健康を確保するため、健康診断を実施するものとする。

2 定期健康診断は、毎年1回実施する。

3 健康診断の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(健康診断の受診義務)

第19条 教職員は、指定された期日及び場所において、健康診断を受けるものとする。

2 前項の規定による健康診断を受けなかった者は、医師の健康診断を受け、その結果を証明する書面を教育委員会に提出しなければならない。

3 所属長は、教職員が指定された期日及び場所において、健康診断を受診できるよう配慮しなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第20条 教育委員会は、健康診断の実施結果を所属長及び当該教職員に通知するものとする。

(指導区分等)

第21条 総括安全衛生管理者は、健康診断の結果、健康に異常又は異常を生じるおそれがあると認めた教職員の指導等を行うものとする。指導等に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第5章 職場環境の管理

(快適な職場環境形成の措置)

第22条 総括安全衛生管理者は、教職員の快適な職場環境の形成のために、法第23条、法第24条、法第70条及び法第71条の2に係わる措置を講ずるように努めなければ

ならない。

- 2 所属長は、前項に定める総括安全衛生管理者の講ずる措置を、各学校において促進するよう努めなければならない。

第6章 雑則

(秘密の保持)

- 第23条 教職員の健康管理の業務に携わる者は、職務上知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職務を離れた後においても、同様とする。

(法令等の周知)

- 第24条 所属長は、安全及び衛生に関する法令等について、関係教職員に周知させなければならない。

(教職員の意見の聴取)

- 第25条 所属長は、関係教職員の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。

(委任)

- 第26条 この規程に定めるもののほか、教職員の安全及び衛生の管理について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

箇所	名称	充てる者の職
越谷市教育委員会	越谷市立小中学校総括安全衛生管理者	教育総務部長
	越谷市立小中学校総括安全衛生管理代理者	教育総務部次長

別表第2(第5条関係)

箇所	名称	人数
越谷市教育委員会	越谷市立小中学校衛生管理者	1人
各小中学校(50人以上の教職員が勤務するものに限る。)	越谷市立〇〇学校衛生管理者	該当校に各1人

別表第3(第6条関係)

箇所	名称	人数
各小中学校(50人未満の教職員が勤務するものに限る。)	越谷市立〇〇学校衛生推進者	該当校に各2人

別表第4(第7条関係)

箇所	名称	人数
越谷市教育委員会	越谷市立小中学校産業医	1人
各小中学校(50人以上の教職員が勤務するものに限る。)	越谷市立〇〇学校産業医	該当校に各1人
各小中学校(50人未満の教職員が勤務するものに限る。)	越谷市立〇〇学校健康管理医	該当校に各1人

別表第5(第8条関係)

箇所	名称
越谷市教育委員会	越谷市立小中学校衛生委員会
各小中学校	越谷市立〇〇学校衛生委員会

衛生管理者に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市立小中学校安全衛生管理規程（以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、衛生管理者に関し必要な事項を定めるものとする。

(選任等)

第2条 規程別表第2箇所の項上欄に掲げる箇所に置く衛生管理者は、資格を有する者のうちから総括安全衛生管理者が選任するものとする。

2 規程別表第2箇所の項下欄に掲げる箇所に置く衛生管理者は、資格を有する者のうちから1名を所属長が選任するものとする。

(1) 所属長は、衛生管理者を選任した場合、又は人事異動等に伴い新たに衛生管理者を選任した場合は、衛生管理者選任報告書（第1号様式）により、すみやかに総括安全衛生管理者に報告する。

(2) 年度途中において衛生管理者が欠けた場合、又は長期間職務を行うことが困難と認められる場合には、代理者を置くこととする。

3 資格を有する者とは、衛生管理者の免許を有する者及び教職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条の規定に基づく保健体育若しくは保健の教科に係る中学校教諭免許状、若しくは高等学校教諭免許状又は養護教諭免許状を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校に在籍する者（常時勤務に服する者に限る。）

4 労働安全衛生法（以下「法」という。）第12条第1項に規定する衛生に係る技術的事項とは、次の各号に掲げるものをいう。（規程別表第2箇所の項下欄に掲げる箇所に限る。）

(1) 教職員の健康障害を防止するため、当該衛生管理者が所属する事業所（各校、以下同じ。）の衛生状態等の点検に関すること。

(2) 教職員の衛生・健康相談及び衛生教育に関すること。

(3) 教職員の健康診断及び有所見者に対する事後指導に関すること。

(4) 労働衛生保護具、救急用具の点検及び整備に関すること。

(5) 教職員健康診断の結果及び教職員の疾病等に関する統計の作成に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に総括安全衛生管理者が必要と認める事項に関すること。

5 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指導を受け、前項各号に掲げる業務を管理する。

6 衛生管理者の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(記録)

第3条 衛生管理者は、規程第5条第2項各号に掲げる業務を行ったときは、その結果を衛生管理者記録表（第2号様式）に記載し、総括安全衛生管理者に提出するものとする。

2 総括安全衛生管理者は、前項の規定により提出された衛生管理者記録表を3年間保存

するものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、衛生管理者に関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

衛生管理者選任報告書

事業の種類	教育				
所属所名	越谷市立 学校				
所属所の所在地 電話	越谷市				
職員数	男	名	女	名	計 名

職名(教科)	氏名	性別	年齢	選任年月日
()				年 月 日
()				年 月 日
参考事項				

平成 年 月 日

所属所名 _____

所属長 _____ 印

総括安全衛生管理者 様

衛生管理者記録表

所属所名(学校名) _____

執務年月日 平成 年 月 日

衛生管理者名 _____ ㊟

職務の概要	作業環境管理	
	作業管理	
	健康管理	
特記事項		

衛生推進者に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市立小中学校安全衛生管理規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、衛生推進者に関し必要な事項を定めるものとする。

(選任者)

第2条 規程別表第3箇所の項に掲げる箇所に置く衛生推進者は、資格を有する者のうちから2名を所属長が選任するものとする。

(1) 所属長は、衛生推進者を選任した場合、又は人事異動等に伴い新たに衛生推進者を選任した場合は、衛生推進者選任報告書（第1号様式）により、すみやかに総括安全衛生管理者に報告する。

(2) 年度途中において衛生推進者が欠けた場合、又は長期間職務を行うことが困難と認められる場合には、代理者を置くこととする。

2 資格を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 衛生管理者の免許を有する者

(2) 保健体育若しくは保健の教科に係る中学校教諭普通免許状、若しくは高等学校教諭普通免許状又は養護教諭免許状を有する者で常時勤務している者

(3) 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上衛生の実務に従事した経験を有する者

(4) 高等学校を卒業した者で、その後3年以上衛生の実務に従事した経験を有する者

(5) 5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働省労働基準局長が定める講習を終了した者

3 衛生推進者は、総括安全衛生管理者及び所属長の指導を受け、規程第6条第2項に掲げる業務を行う。

4 衛生推進者の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 衛生推進者は、教職員の健康の保持増進のため改善の必要があると認められる事項を発見した場合は、所属長に報告し、その指示を受けるものとする。

(記録)

第3条 衛生推進者は、規程第6条第2項に掲げる業務を行ったときは、その結果を衛生推進者記録表（第2号様式）に記載し、所属長に提出するものとする。

2 所属長は、前項の規定により提出された衛生推進者記録表を3年間保存するものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、衛生推進者に関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

衛 生 推 進 者 選 任 報 告 書

事業の種類	教育				
所属所名	越谷市立		学校		
所属所の所在地 電話	越谷市				
職員数	男	名	女	名	計 名

職名(教科)	氏 名	性別	年齢	選任年月日
()				年 月 日
()				年 月 日
参考事項				

平成 年 月 日

所属所名 _____

所属長 _____ 印

総括安全衛生管理者 様

衛生推進者記録表

学校名 _____ ㊦

衛生推進者名 _____ ㊦

執務年月日 平成 年 月 日

衛生推進者名 _____ ㊦

職務の概要	作業環境管理	
	作業管理	
	健康管理	
特記事項		

産業医に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市立小中学校安全衛生管理規程（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、産業医に関し必要な事項を定めるものとする。

(選任者)

第2条 産業医は、産業医の資格を有する学校医のうちから教育長が選任する。

(記録)

第3条 産業医は、規程第7条第2項に掲げる職務を行ったときは、その結果を産業医記録表（別記様式）に記載し、所属長に提出するものとする。

2 所属長は、前項の規定により提出された産業医記録表を3年間保存するものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、産業医に関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

産 業 医 記 録 表

所属所名(学校名) _____

執務年月日 平成 年 月 日

産業医名 _____ ㊟

職務の概要	作業環境管理	
	作業管理	
	健康管理	
特記事項		

健康管理医に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市立小中学校安全衛生管理規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、健康管理医に関し必要な事項を定めるものとする。

(選任者)

第2条 健康管理医は、教職員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する学校医のうちから教育長が選任する。

(記録)

第3条 健康管理医は、規程第7条第3項に掲げる職務を行ったときは、その結果を健康管理医記録表(別記様式)に記載し、所属長に提出するものとする。

2 所属長は、前項の規定により提出された健康管理医記録表を3年間保存するものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、健康管理医に関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

健康管理医記録表

学校名 _____

執務年月日 平成 年 月 日

健康管理医名 _____



職務の概要	作業環境管理	
	作業管理	
	健康管理	
特記事項		

衛生委員会の組織及び運営に関する事務取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市立小中学校安全衛生管理規程（以下「規程」という。）第8条から第14条に規定する衛生委員会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第2章 規程別表第5名称の項上欄に掲げる衛生委員会

(組織)

第2条 規程別表第5名称の項上欄に掲げる越谷市立小中学校衛生委員会は、委員16名をもって組織する。

2 越谷市立小中学校衛生委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 衛生に関し識見を有する者のうちから教育長が指名した者
- (5) 市立小中学校教職員で衛生に関し経験を有する者のうちから教育長が指名した者

3 前項第2号及び第3号の委員の数は1名、同項第4号の委員の数は5名、同項第5号の委員の数は8名とする。

(所掌事項)

第3条 越谷市立小中学校衛生委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項に関すること。

(会議)

第4条 越谷市立小中学校衛生委員会の会議は、議長が原則として各学期毎に1回以上召集する。

2 議長は、3分の1以上の委員から請求があるときは、会議を召集しなければならない。

3 越谷市立小中学校衛生委員会の議長は、会議における議事の内容を記録し、3年間保存するものとする。

(庶務)

第5条 越谷市立小中学校衛生委員会の庶務は、教育総務部学校課において処理する。

第3章 規程別表第5名称の項下欄に掲げる衛生委員会

(組織)

第6条 規程別表第4箇所の中欄に掲げる箇所に置く衛生委員会（以下「学校衛生委員会」という。）は、委員9名以内をもって組織する。

2 学校衛生委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 市立小中学校長
- (2) 市立小中学校衛生管理者
- (3) 市立小中学校産業医
- (4) 市立小中学校に勤務する教職員で、衛生に関し経験を有する者のうちから所属長が指名する者

3 前項第2号及び第3号の委員の数は1名、同項第4号の委員の数は6名以内とする。

(所掌事項)

第7条 学校衛生委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 越谷市立小中学校に勤務する教職員(以下「所属職員」という。)の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 所属職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、所属職員の健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項に関すること。

(準用等)

第8条 前2条の規定は、規程別表第3箇所の項に掲げる小中学校について準用する。この場合において、第6条第2項第2号中「市立小中学校衛生管理者」とあるのは「市立小中学校衛生推進者」と、同項第3号中「市立小中学校産業医」とあるのは「市立小中学校健康管理医」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

健康診断指導区分等に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市立小中学校安全衛生管理規程（以下「規程」という。）第21条の規定に基づき、健康診断指導区分等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指導区分の決定)

第2条 総括安全衛生管理者は、健康診断の結果、健康に異常又は異常を生じるおそれがあると認めた教職員について、産業医等の意見を聴き、別表の指導区分の欄に掲げる区分に応じて指導を行う。

(事後措置)

第3条 越谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条に規定する指導区分の決定を受けた教職員について、当該指導区分に応じ、別表に掲げる事後措置の基準の欄に掲げる基準に従い適当な事後措置をとるものとする。

(療養の義務)

第4条 前条の規定により生活規正又は医療の面において事後措置が必要とされた教職員は、教育委員会の指示及び医師の療養指導に従い療養に専念し、健康の回復に努めなければならない。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、指導区分等に関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

別表

指 導 区 分			事 後 措 置 の 基 準
区 分	内 容		
生 活 規 正 の 面	1	平常の勤務でよい者	
	2	勤務をほぼ平常に行ってよい者	時間外勤務及び出張を制限する。
	3	勤務に制限を加える必要のある者	時間外勤務を禁止し、出張を制限する。
	4	勤務を休む必要のある者	休暇又は休職の方法により、療養に必要な期間勤務を休ませる。
医 療 の 面	A	異常なし	
	B	心配なし	
	C	要経過観察	経過観察をするための検査並びに発病及び再発防止のため必要な指導を行う。
	D	要治療	医療機関により、自宅治療、入院治療等の適当な治療を受けさせるようにする。
医 療 指 導 等	E	要精密検査	医療機関において精密検査を受けさせるようにする。

越谷市立小中学校労働安全衛生体制図

